

意見書案第19号

核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年12月8日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

核兵器禁止条約の署名等の具体的取組を求める意見書

広島と長崎に米国の原子爆弾が投下されてから72年を経た平成29年7月7日、国際連合本部の会議で核兵器禁止条約が採択され、核兵器が破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国際法及び国際人道法に反するものであると明言されたことにより、歴史上初めて条約において核兵器が違法なものであることが明文化された。

核兵器禁止条約は、開発、実験、生産、製造、取得、占有、貯蔵、使用及び威嚇に至るまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しており、また、核保有国の条約への署名を促すなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示すとともに、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記されていることから、被爆者、核実験被害者及び日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な内容となっている。

平成29年9月に核兵器禁止条約の署名が各国で開始されて以降、アジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸島諸国など84か国が署名し、また、本年10月24日にホンジュラス共和国が批准したことにより、本条約の発効要件である50か国の批准を満たしたため、同日から90日後の来年1月22日に発効が決定している。

日本においても、核兵器禁止条約への署名等を求める意見書を採択した自治体は500に迫ろうとしていることに加え、本年6月に実施された世論調査によると、約7割の国民が本条約の締結に肯定的な回答であったことから、多くの国民が署名等の具体的取組を求めていることは明らかである。

よって、国におかれては、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約への署名等の具体的取組を行われるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

外務大臣

防衛大臣